令和７年度

石川県原子力立地給付金交付事業

【公募要領】

（この公募は、令和７年度予算の成立を前提に募集の手続きを行うものです。）

《公募締切》
令和７年２月２１日(金)

《受付期間》
令和７年２月７日（金）～令和７年２月２１日（金）午後５時まで（必着）
※郵送または持参で受け付けます。
なお、持参する場合の受付時間は、月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く）の午前９時から午後５時までとなります。

《応募書類提出先及び問い合わせ先》
石川県 企画振興部 企画課 電源・土地対策グループ　担当：本田
〒920-8580　石川県金沢市鞍月１丁目１番地
（電　話）０７６－２２５－１３２６
（ＦＡＸ）０７６－２２５－１３１５
（メール）energy@pref.ishikawa.lg.jp

令和７年２月

石川県

目　　次

Ⅰ．公募内容

１．制度の概要
２．事業内容について
３．交付対象経費および交付率
４．事業実施期間
５．応募資格
６．公募期間
７．応募書類の提出について
８．審査について
９．交付事業者の義務等
１０．その他

Ⅱ．事業内容

１．原子力立地給付金交付事業の内容
２．事業スキーム

Ⅲ．業務内容

１．交付申請（４月）
２．小売電気事業者等への対応（通年）
３．第１回概算払（７月～１２月）
４．原子力立地給付金交付（１０月～１月）
５．変更交付申請（１２月～１月）
６．現地調査（１月～２月）
７．第２回概算払（２月～３月）
８．実績報告（３月～４月）
９．確定検査（４月中旬）
１０．超過交付金の返納（５月）
１１．その他

Ⅳ．応募書類様式

（様式第１号）石川県原子力立地給付金交付事業　応募書
（様式第２号）応募者概要
（様式第３号）事業実施計画書
（様式第４号）収支計画書

別紙資料

別紙資料　県内原子力発電供用施設一覧及び過去３ヶ年の需要家数等の実績

Ⅰ．公募内容

１．制度の概要

（１）原子力立地給付金交付事業の概要について

国の電源立地地域対策交付金交付規則に基づき、原子力発電施設等が立地する市町村及びその周辺地域の振興や福祉の向上を図るため、県が当該地域内において、電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条第１項第３号に規定する小売電気事業者、同項第９号に規定する一般送配電事業者又は同法第２７条の１９第１項に規定する登録特定送配電事業者（以下「小売電気事業者等」という。）から電気の供給を受けている需要家に対して、原子力立地給付金を交付するものです。

県では、原子力立地給付金の交付事業を行う者（以下「交付事業者」という。）に対し、石川県電源立地地域対策交付金交付要綱（平成１６年５月１０日施行。以下「交付要綱」という。）に基づき交付金を交付することとしており、その交付事業者を募集します。

〈交付スキーム〉

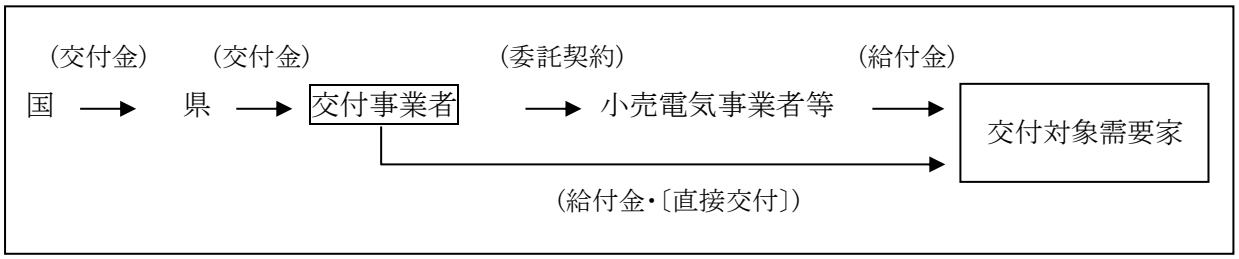

（２）通則

本事業は、次の法令・通達及び交付要綱等の定めにより、実施されるものです。

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）
- 特別会計に関する法律（平成１９年法律第２３号）
- 特別会計に関する法律施行令（平成１９年政令第１２４号）
- 電源立地地域対策交付金交付規則（平成２８年文部科学省・経済産業省告示第２号。以下「交付規則」という。）
- 電源立地地域対策交付金の運用について（１６文科開第９５１号、平成１６・０９・２４資庁第３号。以下「運用通達」という。）
- 交付要綱

２．事業内容について

交付事業者は、１．（２）に記載の法令・通達及び交付要綱等（以下、「関係法令等」という。）の定めに基づき事業を実施します。

「Ⅱ．事業内容」及び「Ⅲ．業務内容」のとおり

３．交付対象経費及び交付率

選択措置名：給付金交付助成措置（交付規則　第３条第１項第１０号）

（１）原子力立地給付金

交付対象需要家に交付する給付金の額（交付率　１０／１０）

ただし、交付規則に記載されている交付限度額の範囲内かつ県の予算の範囲内とします。

（２）一般事務費（委託費含む）　　原子力立地給付金額の３．５％以内

・交付事務に要する次の費用

費目	内容
a.人件費	交付事務に係る人件費
b.旅費	業務打合せ、現地調査等の旅費
c.会議費	会議室使用料　等
d.印刷費	事業報告書、制度PRパンフレット印刷費等
e.消耗品費	文房具等、各種書類の印刷等に必要な用紙費(給付金受領書、給付金振込通知書、振込口座確認通知書、給付金交付管理票　等)
f.通信運搬費	郵便料金、宅配料金、PR資料配付等に関する費用
g.振込・給付金交付手数料	金融機関に支払う振込手数料　郵便振込、郵便振替払出手数料
h.事務機・電算機処理費	資料保管料(貸倉庫)・パソコンリース料、交付事務に係る電子計算機システムの使用リース料
i.システムプログラム開発費	プログラム開発等のソフトウェア作成費
j.委託費	交付事務のうち、小売電気事業者等に委託する費用(a～i のうち小売電気事業者等に委託するもの)
k.諸経費	その他交付事務に必要な経費

（３）消費税額の除外について

交付申請書の交付金額算定段階において、消費税及び地方消費税は交付対象経費から除外して交付金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる者にあっては、本事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税等を交付対象経費に含めて交付金額を算定できるものとします。

①消費税法における納税義務者とならない者

②免税事業者である者

③簡易課税事業者である者

④消費税法別表第３に掲げる法人

⑤課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する者

４．事業実施期間

令和７年４月１日～令和８年３月３１日

ただし、事業の性質上、実績報告書の提出が翌年度になることから、実質的に確定検査を含めた精算事務の完了時までとします。

５．応募資格

次の（１）～（４）までの全ての条件を満たす民間団体等とします。

（１）法人格（内国法人）を有していること。

（２）本事業の的確な遂行に必要な組織、能力、知識等を有すること。

（３）本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ本事業に係る経理について十分な管理能力を有すること。

（４）個人情報を適切に管理する能力・体制を有し、小売電気事業者等と連携・協力して業務が遂行できる者であること。

（５）次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア．暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ．暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ.暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者がその経営に実質的に関与している者

エ．自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ．暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等、直接又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ．暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ．暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ク．上記ア～キまでに揚げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと

６．公募期間

令和７年２月７日（金）～令和７年２月２１日（金）午後５時（必着）

７．応募書類の提出について

（１）下表の「提出書類一覧表」における書類を提出してください。

提出書類の様式は「Ⅳ．応募書類様式」を参照

（２）提出された書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行うことがあります。

なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。

（３）提出された書類や追加説明資料は返却しません。

（４）応募書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から応募者の了解なしには応募の

内容等の公表は行いません。

（５）提出先

石川県企画振興部企画課　電源・土地対策グループ　担当：本田

〒920-8580　石川県金沢市鞍月１丁目１番地

＜提出書類一覧表＞

	提出書類	提出部数
申請書類	様式第1号　応募書	正本1部　副本(写し)1部
	様式第2号　応募者概要	正本1部　副本(写し)1部
	様式第3号　事業実施計画書	正本1部　副本(写し)1部
	様式第4号　収支計画書	正本1部　副本(写し)1部
	※「Ⅳ．応募書類様式」のとおり	
添付資料	寄付行為、定款又は商業登記簿謄本	1部
	決算報告書又は財務諸表(過去2年分)	1部
	経理規程(または資金の管理方法がわかるもの)	1部
	「会社(事業)案内」(事業概要が確認できるパンフレット等)	1式
	その他参考となる資料	1式

８．審査について

（１）審査

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じて追加資料の提出やヒアリングの実施を求める場合があります。

（２）審査の観点

応募書類の審査は、下記の観点で評価します。

①交付事業者の事業実施体制、能力等の評価

（ア）「５．応募資格」に記された資格要件を満たしているか。

（イ）事業を遂行するために、事業規模に適した実施体制をとり、必要な人員配置ができているか。

（ウ）事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ事業に係る経理について十分な管理能力を有しているか。

②事業内容の評価

（ア）「Ⅳ．応募書類様式」に示された項目について、不足なく記載されているか。

（イ）実施計画書の内容が、交付規則、運用通達及び交付要綱に基づき正しく記載されているか。

（ウ）情報セキュリティーに関する取り組みは十分で、個人情報を適切に管理する能力・体制を有しているか。

（エ）実施スケジュールが現実的であり、かつ効率的・効果的に事業を遂行するものとなっているか。

（オ）給付金額、一般事務費の積算の根拠が明確で、妥当な金額となっているか。

（カ）その他（自社の有利な点についての記載があるか）

（３）審査結果（採択又は不採択）について

審査終了後速やかに申請者あてに通知します。

※交付事業者の決定については、令和７年３月下旬を予定

９．交付事業者の義務等

本事業の交付決定を受けた場合は、以下に記載した事項の他、関係法令等の規定を遵守しなければなりません。

（１）交付事業者は、交付決定を受けた後、本事業を中止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

（２）交付事業者は、本事業が完了（本事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して２０日を経過した日又は本事業が完了した日の属する会計年度の３月３１日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければなりません。ただし、概算払いにより交付決定の通知をした交付金の額の全額を支出している場合にあっては、実績報告書の提出期限は翌会計年度の４月２５日までとします。

（３）交付事業者は、本事業の経理について本事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を本事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しておかなければなりません。

（４）本事業終了後の交付金額の確定作業において、帳簿類等の確認が出来ない場合には交付対象外となります。

（５）本事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。

（６）交付事業者が関係法令等に違反する行為をした場合には、交付金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。

（７）交付事業者は小売電気事業者等から電灯需要家及び電力需要家に関する個人情報等を取得することとなるため、情報管理には特段の注意を払い、本事業完了後も、情報が漏洩することがないよう努めなければなりません。

１０．その他

（１）交付対象地域

市町村名（旧市町村名）	交付規則第９条の適用条項
志賀町（旧志賀町）	第１項第１号ロ
志賀町（旧富来町）	第３項（第１項第２号ロ）
羽咋市	第１項第２号ロ
七尾市（旧中島町）	第１項第２号ロ
七尾市（旧田鶴浜町）	第１項第２号ロ
中能登町（旧鳥屋町）	第１項第２号ロ
中能登町（旧鹿西町）	第１項第２号ロ

（２）別紙資料

別紙資料　県内原子力発電供用施設一覧及び過去３ヶ年の需要家数等の実績

（３）公募資料作成に係る資料の提供について

公募資料の作成に必要な資料については、別紙資料のほか可能な限り提供致しますのでご連絡下さい。

・電源立地制度の概要（平成２８年度版　資源エネルギー庁）
・交付規則
・運用通達
・交付要綱　等

Ⅱ．事業内容

１．原子力立地給付金交付事業の内容

（１）概要

国から原子力発電施設等周辺地域に該当する県に対して、電源立地地域対策交付金が交付され、交付を受けた県は、この交付金を原子力立地給付金として、原子力発電所周辺地域の住民・企業（厳密には電気の需要家）に交付します。

原子力立地給付金交付事業は、交付事業者が県に交付申請を行い、交付決定を受けて事業を実施します。電気の需給契約の内容により、各需要家に交付されるものであることから、交付事業者は、小売電気事業者等に交付事務を委託することを可能としています。

（２）交付の方法

① 電気の供給を受ける需要家の電気料金の振替口座と同一の預金口座へ直接振り込み手続を行います。

② 電気料金を口座振替以外で支払されている需要家については、別に指定された金融機関の口座への振り込み、「郵便振替払出証書」の郵送または現金による交付となります

（３）交付の時期と回数

基準日（１０月１日）の電気の契約内容を確認し、概ね１０月下旬から翌年の３月末日までの間に年１回交付します。

（４）交付対象地域

「Ⅰ．公募内容の１０．その他（１）交付対象地域」のとおりです。

（５）交付要件

交付要件は、「交付規則第９条」及び「運用通達６．交付規則第９条関係」に基づくものとします。

（６）交付金額の算定方法

その地域に所在する原子力発電供用施設の出力規模等によって算出された給付金単価が適用されます。

○電灯需要家の場合（一契約あたり）

給付金(電灯)単価×12（月）

○電力需要家の場合（原則・一契約あたり）

〔電力単価(電灯単価×1/2(円未満切捨))×契約ｋW数〕(円未満切捨)×12（月）

※給付金単価は、交付規則第９条の各号により算定します。

(参考)

給付金単価（電灯単価）

志賀町（旧志賀町）：814 円

志賀町（旧富来町）：610 円

羽咋市、七尾市（旧中島町・旧田鶴浜町）、中能登町（旧鳥屋町・旧鹿西町）：407 円

２．事業スキーム

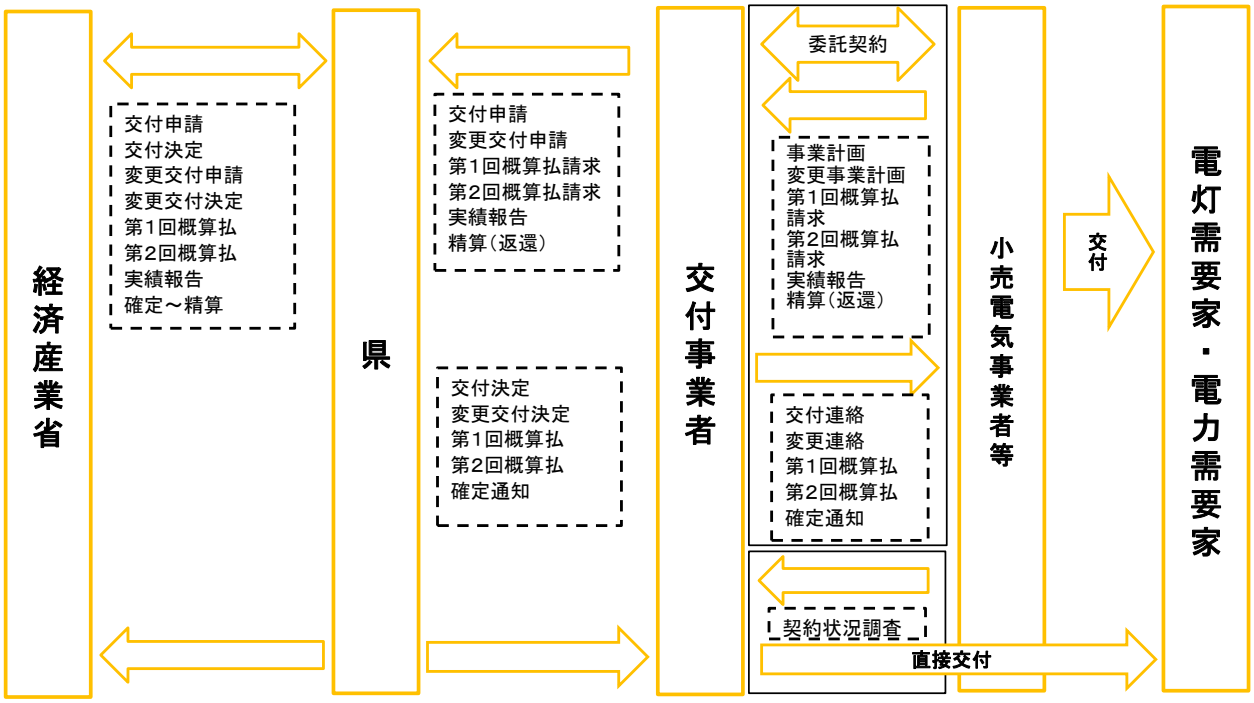
経済産業省
交付申請
交付決定
変更交付申請
変更交付決定
第１回概算払
第2回概算払
実績報告
確定～精算
県
交付申請
変更交付申請
第1回概算払請求
第2回概算払請求
実績報告
精算（返還）
交付決定
変更交付決定
第1回概算払
第2回概算払
確定通知
交付事業者
委託契約
事業計画
変更事業計画
第1回概算払請求
第2回概算払請求
実績報告
精算（返還）
交付連絡
変更連絡
第1回概算払
第2回概算払
確定通知
契約状況調査
直接交付
小売電気事業者等
交付
電灯需要家・電力需要家

Ⅲ．業務内容

※時期については、実際の事業の執行状況により変更となる可能性があります。

関係法令等に基づき、適正・円滑な原子力立地給付金の交付事務を行います。
主な業務内容は次のとおりです(一部､小売電気事業者等に交付業務を委託する場合を含む)。

１．交付申請（４月）

（１）事業計画書作成

・小売電気事業者等の事業計画書（基準日の見込契約口数・kW 数）を市町村別に取りまとめる。

（２）交付申請書提出

・交付規則・運用通達等や交付要綱等の改正事項を確認し、県の様式に従って交付申請書を作成し提出

（３）交付決定通知受理

３．小売電気事業者等対応

（１）需要家への問合せ対応（４月～通年）

小売全面自由化後、電力会社を自由に選べるようになったことから、主に新たな小売電気事業者にスイッチングした需要家（住民）に向け原子力立地給付金事業のＰＲを行う

（２）データベースの設計及び調整（４月～通年）

必要に応じて、小売電気事業者等からの需要家情報を入手したのち、適切な交付事務を遂行する為に、需要家のデータベース等の設計及び運用を行う

（３）交付に関する情報収集等（５月～８月）

①交付対象市町村の町域の把握

市町村合併による交付対象地域を判定するための情報を関係自治体から入手し、町域表示一覧を作成するなど交付対象町域の把握に努める

②原子力立地給付金のＰＲ原稿作成

・必要に応じて、電灯需要家及び電力需要家向けの原子力立地給付金の案内チラシを作成

・必要に応じて、関係自治体向けの市町村広報誌等への掲載原稿作成

③民営化等による国・県施設の交付判定

国及び県施設の独立行政法人化や指定管理者への移管等の情報把握に努める

（４）小売電気事業者等の把握

・国に登録された小売電気事業者等を把握

・必要に応じて、原子力立地給付金事業に対する小売電気事業者等への説明を行う

・対象地域に供給のある小売電気事業者等の把握に際して、交付事業者との間で必要に応じて適切な情報提供を行うべくデータ提供に関する契約等を実施

（５）交付対象地域での需給契約の確認調査

・調査票等の資料を作成し、小売電気事業者等に対し、原子力立地給付金の交付対象地域

での需給契約等について調査確認を行う

・また、同様に、みなし小売電気事業者（９電力会社）の域外供給（旧供給地域外への供給）による交付対象地域での需給契約等について調査確認を行う

（６）需給契約のある事業者の対応

制度の概要説明等を行い、交付事業者から小売電気事業者等に委託し需要家に交付する方法、又は交付事業者が需要家に直接交付する方法のいずれかの方法について協議

３．第１回概算払（７月～１２月、必要に応じて）

（１）小売電気事業者等に概算払請求書の提出依頼

・事業計画額(給付金＋委託費)の概ね９０％以内で提出を依頼

（２）小売電気事業者等の概算払請求書とりまとめ

（３）県に概算払請求書提出

・県様式に従い、概算払請求書を作成し提出

（４）概算金額の入金～送金

・県から入金後、すみやかに小売電気事業者等に送金（１２月までに完了）

４．原子力立地給付金交付（１０月～３月）

基準日（１０月１日）後、概ね１０月下旬から３月３１日までに交付

（１）交付単価・対象地域の最終確認（９月）

・８月末日における新増設や廃炉等の変更事項の有無を確認

・市町村合併等に伴う、交付対象地域の変更の有無を確認

（２）交付対象者へ原子力立地給付金を交付

（３）交付に伴う関係先（一般住民等）からの問い合わせ対応

５．変更交付申請（１２月～１月）

（１）変更事業計画書作成

・小売電気事業者等の変更事業計画書（基準日の見込契約口数・kW 数）を市町村別に取りまとめ

（２）変更交付申請書提出（１２月末～１月上旬）

・変更事項を確認し、県の様式に従い変更交付申請書を作成し提出

（３）変更交付決定通知受理

６．現地調査（１月～２月）

原子力立地給付金交付事務の適正な執行状況を確認することを目的に、小売電気事業者等の本店・支店・営業所で実施

（１）関係先との日程調整

（２）調査内容確定（調査項目・サンプル需要家抽出）

（３）調査内容

・総括調査　給付金交付状況について総括的に内容を確認

・サンプリング調査（対象市町村から抽出したサンプル需要家に対して、適正に交付されているか確認）
・関係法令等の変更事項等について、適正に処理されているか確認　等

７．第２回概算払（２月～３月、必要に応じて）

（１）小売電気事業者等に概算払請求書の提出依頼
・変更事業計画額から既に受領した第１回概算払額を除いた額を算定し、請求書を作成し提出依頼

（２）小売電気事業者等の概算払請求書とりまとめ

（３）県に概算払請求書提出
・県様式に従い、概算払請求書を作成し提出

（４）概算払いの受領～送金
・県から入金後、すみやかに小売電気事業者等に送金（３月末までに完了）

８．実績報告（３月～４月）

（１）小売電気事業者等に実績報告書の提出依頼
・様式を作成して提出依頼

（２）小売電気事業者等の実績報告書とりまとめ
・実績報告書に基づき、給付金及び委託費について帳票等により支出内容を精査
給付金：各市町村別の単価・需要家数・金額等の内容を精査
事務費：委託事務経費の適正・金額等を精査

（３）県に実績報告書提出
・県の様式に従い、給付金及び一般事務費をとりまとめて実績報告書を作成し、提出

９．確定検査（４月中旬）

（１）交付事業者による小売電気事業者等への確定検査

（２）県による交付事業者への確定検査

１０．超過交付金の返納（５月）

（１）県から確定通知及び交付金返還通知受理
・確定通知及び超過交付金の返還通知受理

（２）小売電気事業者等に確定通知・超過交付金返納通知
・確定通知及び超過交付金の返納通知発送

（３）超過交付金の返納
・小売電気事業者等から返納を受け、県に超過交付金を返還

１１．その他

（１）業務打合せ（適宜）
・進捗状況の報告や業務課題等の業務打合せ

（２）委託契約締結

・給付金業務を適正・円滑に実施できるように小売電気事業者等との委託契約を締結

（３）課税庁による差押え対応（８月～１２月）

・交付事業者が電気の需要家に交付する原子力立地給付金は、支払が未了である間は、交付事業者の需要家への債権と捉え、国税徴収法による強制徴収権限を有する課税当局は、税の滞納がある場合、当該滞納者に対して債務を有する者に対して、調査並びに差押を行うことがあるため、これに対応すること。

（４）過年度交付金の返還対応

・過年度に遡及した電力契約の齟齬（契約 kW の変更）や郵便払出証書の戻り等により、過年度の給付金に係る返還処理を実施。

Ⅳ．応募書類様式

様式第１号

文　書　番　号
令和７年　月　日

石川県知事　○○　○○様

住　　所
名　　称
代表者名

令和７年度石川県原子力立地給付金交付事業の公募に係る書類の提出について

令和７年度石川県原子力立地給付金交付事業について、下記の書類を添えて応募いたします。

記

１．
２．
３．
４．
５．

様式第２号

応　募　者　概　要

１．応募者概要

団体名称	
所在地	〒
設立年月日	
資本金	
従業員数	
実施部署名	
担当者名	
電　話	
ＦＡＸ	
メールアドレス	

２．実施体制（委託先も含めた実施体制を記載）

様式第３号

石川県原子力立地給付金交付事業実施計画書

・交付規則及び運用通達を熟読の上、下記の項目に記載して下さい。
・ページ数の制限は特にありません。

１．交付対象地域 市町村名（旧市町村名）　　交付規則第９条の適用条項 ①　○○市（旧○○○）　　（第○項第○号○） ②　○○市（旧○○○）　　（第○項第○号○）
２．交付対象者　　※交付規則、運用通達等に基づき記載 （１）電灯需要家 （２）電力需要家 （３）交付対象から除かれる需要家　等
３．交付金額　　※交付規則、運用通達等に基づき記載 （１）市町村別交付単価 ・上記「１．交付対象地域」の地域別の交付単価及び算定式を記載 （２）給付金額の算定方法 ・給付金額の算定式を記載
４．交付時期及び交付方法
５．不交付の場合の措置 ・交付不能及び受領辞退等による不交付の際の対応を記載
６．個人情報の管理 個人情報の管理について記載 （個人情報の取り扱いを定めた規定があれば添付すること　）
７．年間業務スケジュール ・年間の業務内容を記載したスケジュール表を作成
８・その他 ・上記以外で、事業を行う上で有利な事項等があれば記載

様式第４号

石川県　原子力立地給付金交付事業収支計画書

（１）収入

区　分	予算額（円）	内　　容
県交付金		原子力立地給付金　　円 一般事務費　　円
自己資金		
その他		
合　　計		

（２）支出

・原子力立地給付金

区　分	内　　容	予算額（円）	積算内訳
給付金	電灯需要家 電力需要家		別添のとおり

・一般事務費

区　分	内　　容	予算額（円）	積算内訳
人件費			
旅　費			
会議費			
印刷費			
消耗品費			
通信運搬費			
振込・給付金交付手数料			
事務機・電算機処理費			
システムプログラム開発費			
委託費			
諸経費			
計			

別紙資料

県内原子力発電供用施設一覧及び過去3ヶ年の需要家数等の実績

1 県内原子力発電供用施設一覧

発電所名	所在市町	設置者	設備番号	許可出力（万kW）	着工年月	運転開始年月
志賀原子力	志賀町	北陸電力㈱	1号	54.0	S63.12	H5.7
			2号	135.8	H11.8	H18.3

2 過去3ヶ年の需要家数等の実績

市町村名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	電灯需要家（数）	電力需要家（kW）	電灯需要家（数）	電力需要家（kW）	電灯需要家（数）	電力需要家（kW）
志賀町（旧志賀町）	88,140	502,144	88,020	530,748	87,492	486,358
志賀町（旧富来町）	48,912	112,889	48,672	110,372	48,264	108,039
羽咋市	133,884	524,311	134,364	528,425	133,824	515,796
七尾市（旧田鶴浜町）	28,332	106,672	28,152	104,496	28,056	92,774
七尾市（旧中島町）	37,092	78,477	37,056	79,468	36,876	77,139
中能登町（鳥屋町）	30,024	120,662	29,976	121,922	29,928	120,244
中能登町（鹿西町）	25,464	60,888	25,476	59,964	25,284	62,313